
◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第54号 松崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第54号 平松崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 資料の一部改正の概要の中に、施行令の一部改正というところの保証人の要件緩和というのが、連帯保証人を立てるかどうかは市町村の判断によるということなんですけれども、当町では今まで通り連帯保証人を立てるということなんですけれども、実際に連帯保証人を立ててない市町村が分かっているようでしたら教えていただきたいのと、こういう場合、なぜ連帯保証人を立てない選択をした理由があるのでしたら教えていただけますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 国の法律並びに施行令が公布されたばかりですので、恐らくこの議会で条例を上程しているのかなと考えておりますので、ちょっと他のところ情報、詳しいところまでは分からないんですけれども、いくつかのところでは・・例えば貸付利率を設けない代わりに保証人を立てればいいのか、色々な様々なパターンがあると思います。

今回、我々の方では、国では一応市町の裁量にお任せしますよということになったわけなんですけど、これは東日本大震災、このときの例に基づいてそういうのを撤廃してもらいたいよというような意見があったところからやっただけと言われていたかと思えます。ただ、その場合は特別措置みたいな形で行われたということであるものですから、今回、こういった特別措置になればおそらく保証人つけなくてもいいよということになると思えますけれども、今回はあくまでも従来通り保証人をつけるということ。

それで近隣の賀茂管内の町では、大体、保証人をつけておるところから、今回は市町の裁量に任せるということなんですけれども、当町におきましては従来通り保証人は立てるということになった次第でございます。

○6番（渡辺文彦君） この保証人の問題は、おそらく東日本大震災の経緯の中で出てきた問題だと僕も認識しているわけだけでも、今回法律の改正の中でもって、連帯保証人の必置義務が緩和され・・・撤廃って書いてあるわけだよね。にも関わらず町が保証人を立てなきゃならないって判断している根拠を聞きたい。

○健康福祉課長（新田徳彦君） その辺は必置義務の撤廃の関係があったものですから、我々の方もその辺をちょっとどうしようかということ考えたわけなんですけども、ただ貸付金の財源となるものですね、これにつきましては・・・町は被災された世帯主の方にお金を貸せることになるわけなんですけれども、町はお金というのか県からお金を借りることになります。それで県は国からお金を借りることになります。もし債権の回収が滞ってしまいますと、県の方にも迷惑がかかってしまうということがありますので、そういった観点と、あとこの辺の保証人は先ほど申しましたように、大体、保証人をつけているところも多いところから、今回、我々の方は保証人を立てさせてもらうということで条例の方を作らせてもらった次第でございます。

○6番（渡辺文彦君） 先ほども触れたんだけど、東日本の大きな地震の時に、連帯保証人も払いきれない大きな災害があったってことでもって、恐らく問題になったと思うわけね。

今後、想定される地震でどれだけの被害が出るか分からないけども、恐らく被災された方は全ての財産を失うような状況になると思うわけ。同時に連帯保証人になった人もそのリスクをすごく負っていると僕は思う・・・そういう可能性が高いと思うんだけど、そこで連帯保証人をつけなければお金を貸せませんよというようなやり方をするのはどうなのかなと僕は思うんだけどね、その辺は。何のためにこのことの議論がされるのかが意味が見えてこない、ここで改めて連帯保証人を付けろということになるとね。その辺、仮に債権が回収できないってことになったとき、町にとっても県にとっても国にとっても負担があるのか知れないけど、それは最終的に国が責任をもって個人を保護すべきだと僕は思うんだけど、何のために国家があるのかそれじゃあ意味がわからない僕にはこれは。

○健康福祉課長（新田徳彦君） おっしゃることは大変わかるわけでございますけども、やはり我々といたしますと債権管理を確実に進めたいということから、あとそれと近隣市町でもほとんどに市町で保証人を立てているみたいだものですから、その辺の観点から今回は入れさせてもらった次第でございます。

○6番（渡辺文彦君） 近隣市町はそうであるかも知れないけども、町長あなた自身はどう思

うのか、このことに対して。町長の意見を聞きたい。

○町長（長嶋精一君） 私もこの件につきましては、渡辺議員がおっしゃるとおりのことは非常に理解が出来るわけでありまして。じゃあ具体的にここでそうしようということは中々言えないわけですがけれども、私個人的には他所の町がやってるからそれを同調することと、それから他所がやってるからといってもやらないことというのは必要だと思ってます。本件をどのように考えるかということは、今ここでこうしようということは・・・じゃあ保証人は撤廃しようというふうには言い切れませんが、今後、運用でもって渡辺議員がおっしゃったことを重々受け止めて、松崎町なりの判断をしていきたいとこのように思います。

○6番（渡辺文彦君） 僕は基本的には、保証人は一般事業でお金を借りるときと条件が違うわけだから、****は****かと思うけども、この中に2ページのところの法及び施行令の改正内容の1のところ、町村における合議制機関ということが書かれているわけですが、これはどういう機関を・・・どういう形で、どういうメンバーで、どういう状況、どういふことを合議するために設置するのか、どういふふうな形で設置するのか内容を聞きたいんですけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回、国の法律の改正によりまして、これは努力義務として合議制の機関の設置をということで改正されたところでございます。

これにつきましては、合議制というのを見ますと、弁護士ですとか、ある程度の専門家の方々を集めて、そこで判定をしなければならないというようなことがありました。もしそれを・・・お金を借りたいのに、急いで借りたいのにという状況の中で、いや待ってください、これは合議制の機関を設置しなければならないよということになりますと、時間的にもかなりロスというか時間がかかってしまうのかなということがありまして、我々内部で検討いたしまして、これについては、今回は国の方でも努力義務でございますので、これは見送ることにしました。見送ったのは我々事務屋サイドの中で、出来るだけ迅速に対応できるようにして形ではありますので、資料の方では一応合議制機関の設置ということは書いてありますけれど、これはあくまでも努力義務ということで、今回の条例改正の中にはこれ含まれておりません。

○7番（高柳孝博君） 今の関連になりますけれど、結局これはこの趣旨からいくと、罹災等によって保証人を立てられない人がいると、その人たちを救おうということですよ。そう

いった方が出てきた場合、どうして救おうかというその配慮ってのは何か考えてますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） この辺が我々としても、ちょっと頭の痛いところでございます。出来るだけそういうことがないような形でいきたいと思っておりますけど、ただ、先ほどの東日本大震災級の大きな激震災害が起きた場合には、これは国の方で特例措置的なことであると思っておりますので、今回我々が想定してるのは、そこまでいかない通常の火災、そういったようなことを想定しております。

○6番（渡辺文彦君） 今、課長が答えられたように、我々が想定してる範囲ってのを明確にさせていただかなければ、これは認定することはできないと思う僕は。どこまでこういう条件のときなら僕らも納得できる。例えばお金を借りて、小さな落石で家が壊れたとか、それに対するお金を借りたことに対する補償とかってならば、それはそれでわからないわけではないんですけども、どこまでが基準か明確化されていない以上は、これを認めるわけにはいかないやっぱり。その辺の基準を出していただきたい。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今現在の町の条例においても、災害、暴風、豪雨云々という自然現象により被害が生ずることをいうとか、あと町民、災害により被害を受けた当時、松崎町の区域内に住所を有した者をいうということでございますので、あくまでもその範囲の中で、我々の方で判断をしてやりたいと考えております。

○6番（渡辺文彦君） 我々の判断でところがすごくアバウトじゃないですか。うんと細かくすれば、そのちょっとしたところでそこからはみ出て不合理を受ける方もいるのかも知れないけれども、そのアバウトの面をもっと町民の理解できるような形にさせていただいた方が僕はいいかと思うんだけどね。その辺はどうなんだろう、できないのかな。

○統括課長（高木和彦君） 松崎町がこの条例を制定してるというのは、元々国の方の条例で、災害に関する法律ってのがありまして、例えば災害で亡くなったときには500万円は町が支給してくださいよ、ちょっと先ほど課長からありましたけど、その内の4分の3は県が持ちますよ、県が4分の3をみたら3分の1を国がみますよというような細かいルールがある中で、それは国の法律としてあるんですけど、それを町の方に置いとくまないとすぐ対応できないということで、この条例になってます。ですから細かいところについては基の法律がありますので、僕も条例を全部見たわけじゃないですけども、そこの方の基準については、例えばどういう形で災害として見るかという、他所の町村ではその死因についてはお医者さんに診てもらおうことをルール付けているところもあります。ただ、大きな災害ですと診て

くれるお医者さんもないケースですとか、3か月行方を探したけどいなかったケースとか色々あります。そこについては運用の中で、松崎町の場合は国民健康保険の減額の条例なんかもありますけども、ルールとしてその時には関係の方に意見を聞いて調整をしましょうというルールになっていますので、実際に松崎町で土砂が崩れて亡くなったとか、津波でもってかれて3か月行方不明であったときには形としては・・具体的にポツと出てこないですけど、これこれ何か月探した経過だとか、そういうものを見ながら最終的には判断し、最終的には出費がかかるわけですから、それを議会の方に報告してやってくってような形になるんじゃないかと思います。抽象的な言い方ですけども、あと補足することがあれば健康福祉課長の方から補足させていただきます。

○5番（深澤 守君） これは全体的な災害の生活支援の中の一部であって、この貸付金を借りなければ生活がままならないというわけではないと思います。例えば大きい地震が起きたときには、それなりの立法措置なり何なりして弔慰金が出るとかという形のものも出てくると思うんですよ。ですからその一部として判断するのであれば、これを無理やり借りる必要がなくなる可能性ってのも出てくる考えでよろしいでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 町の条例に本文の方をご覧くださいますと、どういう場合にはいくら出るかというのがございます。例えば家財についての被害金額がその価格の概ね3分の1以上である損害およびいずれかの損害がない場合は150万円とか。だいたい一番下が150万円です。一番大きな災害でも350万円までとなっておりますので、深澤議員が言われたように、それで全てということではなくて、生活の一部の弔慰金というような意味合いでの貸し付けとなりますので、そういうことをご理解いただければなと思います。

○6番（渡辺文彦君） そもそも今までの災害に対する弔慰金の規定でクリア出来るようなものに対して、あえてここで連帯保証人を外してもいいよって国がふれて来てることは、やっぱり大きな地震があるからってことを想定してるから出してくてると思う、僕自身はね。だとすれば、それに対応していくのが本来の条例の趣旨じゃないかと僕は思うんだけど、前の条例で対応できますよってのなら、こんなもの出してくる必要なんにもないじゃないですか。その辺がよく見えないんだよね。何のために保証人を免除できるみたいな規定を、あえてここで出してくて、それを町は認めませんよ、そういう規定は設けませんよってするならば、これを議論する意味がないような気がする。ただ国がこういうふうにしたからこれに対して意見だけ伺いますでは、僕は意味が無いような気がするんだけど。

基本的にやっぱり保証人を付けなきゃならない事態を想定してるからこそ、この問題が出てると僕は思うんだけど、それに対してどうなんだろうね。いまいち、理解に苦しむところが多いんだけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 国がどうしてもって言うふうに思うのであれば、全てそうしなさいよという・・・保証人は立てちゃダメだよってことで来ると思います。ただ国の方でもそういった今までの事例なんかも踏まえて、そういうことも出来るということにしたのは、やっぱりその辺は市町の判断でそういうことも出来るようになったと、我々の方は解釈しております。

これを作るときにも、先ほど議員からは他の市町は云々というようなお話をされましたけれども、僕の個人的な希望とすれば賀茂郡内足並みを揃えたいなというところがございます。今、聞いた情報では近隣市町では保証人を立てて、貸付利率も3パーセントにするというような、そのようなお話を伺っておりますので、当町においてもそれに合わせて、国の定めた範囲内において、今回、条例を改正しようとするものでございます。

○6番（渡辺文彦君） 利率も3パーセントってことを触れているわけだけでも、3パーセント以内に出来るって言うふうになるわけだよな今度は。もっとその辺も、今、こんなに金利が安い時代にね、従来と同じ3パーセントにこだわるのか。それこそ保証人を立てなきゃならないって言うならば、もっと利率も下げてもらいたい僕は。保証人を付けてる分だけでもね。そういう対応をするのも誠意ある町民への対応じゃないかと僕は思うけども、これじゃ何の意味もないと思う、この持つてるこの条例の意味は。今までと変わらないんだもの基本的には。

○健康福祉課長（新田徳彦君） その辺の議論も3パーセントでいいのかという議論も、内部で色々協議をいたしました。ただ、あくまでも国の方では、国に方で定めた範囲内でやっておりますので、今回については貸付利率は3パーセント、それで保証人は立てると言うようにした次第でございます。

○7番（高柳孝博君） 償還が月割りで返せるようになる、多分被災者を救うために一つの策としてやってると思うんですが、これの長さとかやり方って何か指示があるんでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今までは1年ですとか、半年でやっていたんですけども、返しやすいうように、今回、国の方では月賦償還というような方法を提案というかそういう形で来たものですから、今までの条例では月賦償還という手法がなかったものですから、今回、

入れたということでございます。

ちなみに償還は10年ということとなっております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○6番（渡辺文彦君） 私は本案に反対いたします。災害が最近多発し、たいへん苦勞されている方が多いことが、しばしば報道されております。こういう中でもって、少しでも被災者に寄り添った行政が僕はあるべきだと常々考えております。保証人を立て、なお且つ利率も変わらないようなこのような条例を制定することは、今の時勢に対してちょっとやっぱり不合理が多いのではないかと僕は思っております。

もっと町民の立場にたった条例であるということを考え、保証人を立てるのであるならば利率を下げるとか、保証人を立てないであるならば利率を3パーセントにするとか、保証人を立てるならある程度利率を下げるとか、そういう調整の中でもって住民にもっと寄り添うような条例にしていきたいと思うので、この案に対しては私は反対いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号 松崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時59分)

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)
